

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案に
関する意見募集の結果について

令和7年10月31日

厚生労働省
労働基準局安全衛生部安全課

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案について、令和7年8月19日（火）から同年9月17日（水）まで御意見を募集したところ、2件の御意見をいただき、1件は本案に賛同いただく旨の御意見、残り1件は本件とは関係の無い御意見でした。今後の施策の参考にさせていただきます。

なお、意見募集時の概要における「2. 改正の概要」中、(1)のうち建築物貸与者が労働災害防止のために必要な措置を講じなければならない建築物の対象については、下記のとおり修正を行った上で政令を定めることとしましたので、公表いたします。

「2. 改正の概要」の(1)

建築物貸与者が労働災害防止のために必要な措置を講じなければならない建築物の対象については、「事業」の例を示すため、「事務所、工場その他の事業の用に供される建築物」としました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。